

定 款

一般財団法人 日本システム開発研究所

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本システム開発研究所（英文名 Systems Research and Development Institute of Japan）（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、学界、官界及び財界のすぐれた頭脳を広く動員することにより、システムズ・アナリシス等の科学的手法を開発・応用し、我が国経済・社会が要求する国家的課題に対し、有効な方策を提供し、もって行財政の効率化に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 経済・社会が要求する国家的課題に対応するための調査、研究開発
- 二 行財政の効率化に資するコンピューターシステムの開発とその運用・保守
- 三 経営科学に関する調査、研究開発
- 四 コンピューターソフトウェアに関する調査、研究開発
- 五 機関誌の刊行並びに情報処理に関する学術誌、書籍の刊行、海外文献の翻訳及び刊行
- 六 事業目的に合致した教育、啓発のための諸活動
- 七 前 6 号に掲げる事業達成のために行う、関係研究機関との提携及び技術交流
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産とする。

- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管

理しなければならない。

- 3 基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了の日から3か月以内に理事長が次の書類を作成し、あらかじめ監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第9条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本財団に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員の選任決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 評議員が、本財団の名誉を毀損し、又は本財団の目的に反する行為があったときは、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。
- 4 前項の規定により評議員を解任しようとする場合には、当該評議員に対し、前項の評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 法令又は第10条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 一 評議員の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の選任及び解任
 - 三 理事及び監事の報酬等の額
 - 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 事業の全部の譲渡、合併
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員会を招集するときは、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければならない。
- 4 前項の通知には、評議員会の日時及び場所、目的である事項があるときは当該事項、その他法令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 理事及び監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 事業の全部の譲渡、合併
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令又は本定款で定められた事項
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第23条 本財団に、次の役員を置く。
- 一 理事 3名以上8名以内
 - 二 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、1名を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
 - 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事長の代表権を除く職務を代行する。
 - 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

- る定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、退任した理事又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
 - 5 法令又は第23条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事（一時理事又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 三 本財団の名誉を毀損したとき
 - 四 本財団の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合には、当該理事又は監事に評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

（役員報酬等）

- 第29条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

（構成）

- 第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本財団の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

- 第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招

集する。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、本定款第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印をしなければならない。

第 8 章 会長及び顧問

(会 長)

第38条 本財団に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、名誉職として、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 会長は、本財団の運営について助言をする。

(顧問)

- 第39条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問は、本財団の業務運営上の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

第9章 会 員

(会 員)

- 第40条 本財団に、会員を置くことができる。
- 2 会員は、本財団の趣旨に賛成して入会を申し込み、理事長の承認を受けるものとする。
 - 3 会員の会費の負担、その他会員に関する必要な事項は、理事会の決議に基づき理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、本定款第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

- 第42条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第43条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 本財団の公告は、電子公告の方法により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 本定款は、本財団の成立の日から施行する。
- 2 本財団の成立後最初の事業年度は、第 6 条の規定にかかわらず、本財団の成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本財団の成立後最初の事業年度に関する事業計画及び収支予算は、第 7 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 設立者の氏名又は名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所	鳥取県米子市米原一丁目 1 番 46-608 号
氏 名	相 澤 英 之
拠 出 す る 財 産	現金 金 2,000,000 円
住 所	東京都文京区本駒込四丁目 9 番 9 号
氏 名	大 嶋 成
拠 出 す る 財 産	現金 金 1,000,000 円

- 5 本財団の設立時評議員，設立時理事，設立時代表理事，設立時業務執行理事及び設立時監事は，設立者の定める下記の者とする。

設 立 時 評 議 員	西 垣 昭
設 立 時 評 議 員	井 上 孝 美
設 立 時 評 議 員	馬 場 久 萬 男
設 立 時 評 議 員	吉 田 弘 正
設 立 時 評 議 員	吉 川 弘 之
設 立 時 理 事	相 澤 英 之
設 立 時 理 事	藤 原 洋
設 立 時 理 事	河 合 輝 欣
設 立 時 理 事	鈴 木 道 雄
設 立 時 理 事	安 部 巽
設 立 時 理 事	大 嶋 成
設 立 時 代 表 理 事 (理 事 長)	相 澤 英 之
設 立 時 業 務 執 行 理 事 (専 務 理 事)	大 嶋 成
設 立 時 監 事	竹 中 徹

- 6 本財団の主たる事務所は、次のとおりとする。

東京都新宿区富久町 16 番 5 号

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金 額
定期預金	金 3,000,000 円

以上，一般財団法人日本システム開発研究所の設立のため，本定款を作成し，設立者が次に記名押印する。

平成 24 年 10 月 11 日

設立者

鳥取県米子市米原一丁目 1 番 46-608 号
相 澤 英 之



東京都文京区本駒込四丁目 9 番 9 号
大 嶋 成

